

1 事業の目的

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けて、マスクや消毒液等の需要が高まる中、県民さらには国民の安心・安全確保に向けて積極的に取り組もうとする企業に対して所定の経費を補助することにより、国内及び県内におけるマスクや消毒液等の不足の速やかな解消を図る。

2 補助対象事業

日本国内において不足が顕在化している、感染予防に資する製品（マスク、消毒液等）の製造事業

- ※1 対象事業については、最終品の製造だけでなく、原料や材料、部材の製造も含めます。
- ※2 マスクとは、不織布（同等の機能を有する代替品を含む）及び布等を原料とするものを指し、用途については家庭用・医療用を問いません。
- ※3 消毒液とは、「医薬品、医薬機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に基づき必要な手続きを得たアルコール消毒液、「食品衛生法」の許可を得て食品添加物を製造する事業者が製造するエタノールであって、厚生労働省が手指消毒用として示した範囲内の濃度（70～83vol%）の高濃度エタノール製品を指します。

3 補助対象者

三重県内に補助事業の実施場所を有し、補助対象事業の要件を満たした企業

- ※1 法人格を有する企業であれば、大企業・中小企業を問わず応募が可能です。
- ※2 本社所在地が三重県内にある必要はありません。
- ※3 マスクや消毒液等の製造実績がなくても、応募は可能です。

4 補助率・補助上限額

項目	内容
補助対象経費	① 機械装置、システム構築費、建物附属設備等 ② 原材料費 ③ 専門家派遣費 ④ 新規雇用増加者
補助率（①～③の合算額）	大企業：2/3以内 中小企業：3/4以内
補助率（④雇用増加分）	若者（45歳未満）：一人あたり50万円 その他：一人あたり30万円
補助額	上記の合算額に対して、上限5,000万円

- ※1 補助対象経費の詳細については、「5 補助対象経費」をご確認ください。
- ※2 最終的な補助額は、予算の範囲内での決定になります。応募者多数の場合、補助対象経費に対して規定の補助率を下回る補助額となる可能性がございますので、ご承知おきください。

5 補助対象経費

補助対象となる経費は、本事業の対象として明確に区分できるものであり、その経費の必要性及び金額の妥当性を証拠書類によって明確に確認できる、**補助事業完了日（令和3年3月15日を超えないこと）までに支出した**、以下の経費です。

(1) 補助対象経費の区分

番号	項目	内容
①	I 機械装置 II システム構築費 III 建物附属設備等	<p>I 専ら補助事業のために使用される機械・装置、工具・器具の購入、製作、借用に要する経費</p> <p>II 専ら補助事業のために使用される専用ソフトウェア・情報システムの購入・構築、借用に要する経費</p> <p>III IもしくはIIと一体で行う、建物附属設備及び建物改修に要する経費</p> <p>※1 他の補助金等（例：国の「マスク・アルコール消毒液等生産設備導入補助事業」）が充当されている資産については対象外とします。</p> <p>※2 土地の取得、建物本体の新設は対象外とします。</p> <p>※3 「借用」とは、いわゆるリース・レンタルをいい、交付決定日（もしくは事前着手日）以降に契約したことが確認できるもので、補助事業完了日までに支出した経費のみとなります。したがって、契約期間が補助事業完了日を超える場合の補助対象経費は、按分等の方式により算出された当該事業実施期間分のみ対象となります。</p> <p>※4 二者以上の中古品流通事業者から型式や年式が記載された相見積もりを取得している場合には、中古設備も対象になります。</p>
②	原材料費	<p>事業遂行のために必要な原料、材料等の購入に要する経費</p> <p>※1 購入する原材料等の数量は必要最小限にとどめ、使い切ることを原則とします。補助事業完了日時点での未使用残存品は補助対象となりません。</p> <p>※2 原材料費を補助対象経費として計上する場合は、受払簿（任意様式）を作成し、その受払いを明確にする必要があります。</p>
③	専門家派遣費	<p>本事業遂行のために依頼した専門家に支払われる経費</p> <p>※1 本事業の遂行に専門家の技術指導や助言が必要である場合は、学識経験者、兼業・副業、フリーランス等の専門家に依頼したコンサルティング業務等の経費を補助対象とすることができます。</p> <p>※2 食糧費（弁当代）等の附属経費は含まれません。</p>
④	新規雇用増加者	<p>交付決定日（もしくは事前着手日）から新規雇用した常用雇用者数</p> <p>※1 既存事業からの人員の補充者は対象となりません。</p> <p>※2 補助事業完了日を基準に、交付決定日（もしくは事前着手日）以降、増加した常用雇用者が45歳未満の場合は一人あたり50万円、それ以外の者については、一人あたり30万円を補助します。</p> <p>※3 新規雇用増加者を補助対象経費として計上する場合、雇用契約書やハローワークにより発行される雇用保険被加入者名簿等により、対象事業所で勤務を開始した時点、その者の年齢を明確にする必要があります。</p>

(2) 補助対象経費全般にわたる留意事項

- ・対象経費は、原則、交付決定日以降に発注等した経費が対象となりますが、事前着手届（申請日以降）を提出した場合、事前着手日以降に発注した経費も補助対象とします。
- ・原材料費が補助対象経費の2分の1を超えることはできません。
- ・補助対象経費は、補助事業完了日までに補助事業のために支払いを行ったことを確認できるものに限り、支払いは、銀行振込の実績等で確認を行います。
- ・補助金交付申請額の算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外して算定してください。
- ・以下の経費は、補助対象になりません。
 - 事務所等にかかる家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
 - 電話代、インターネット利用料金等の通信費、クラウドサービス利用費に含まれる付帯経費
 - 文房具などの事務用品等の消耗品代、雑誌購読料、新聞代、団体等の会費
 - 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用
 - 収入印紙
 - 振込等手数料（代引手数料を含む）
 - 公租公課（消費税及び地方消費税額（以下「消費税等」という）等）
 - 各種保険料
 - 借入金などの支払利息及び遅延損害金
 - 補助金事業計画書・申請書・報告書等の提出する書類作成・送付に係る費用
 - 汎用性があり、目的外使用になり得るもの（例えば、事務用のパソコン・プリンタ・文書作成ソフトウェア・タブレット端末・スマートフォン及びデジタル複合機など）の購入費
 - 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

6 補助対象事業の要件

- (1) 投資要件：補助対象経費（①～③の合算額）が1,500万円以上であること
※ 原材料費が補助対象経費の2分の1を超えることはできません。
- (2) 製造開始要件：交付決定日から6か月以内に製造を開始すること
※1 「製造開始」とは、設備等の納入を行い、商用生産が可能となった時点を指します。
※2 特段の事情により、交付決定日から6か月以内に事業を開始できない場合、補助事業遅延等報告書の提出により、対応することが可能です。
- (3) 県内供給要件：生産した製品の一定量について、県内への供給に努めること
県内の地方公共団体や公益団体等に供給することを目的に県が要請した場合は、優先供給に努めること
※ 生産した製品については、自社販売が原則ですが、県からの供給要請があった場合は、優先供給を行うよう努めてください。ただし、国の「マスク・アルコール消毒液等生産設備導入補助事業」を併用している場合で、国からの要請があった場合は、そちらを優先してください。

7 応募手続き等の概要

(1) 募集期間

募集開始：令和2年5月1日（金）

応募締切：令和2年5月29日（金）

- ※1 申請にあたっては必ず事前にご相談ください。内容や書類に不備がある場合、受け付けられません。
- ※2 緊急性を要する事業のため、応募者多数により既定の予算額に到達した場合、事前の予告なしに募集を中止することがあります。応募を検討する場合は、早めにご相談ください。
- ※3 対象経費は、原則、交付決定日以降に発注等した経費が対象となりますが、事前着手届（申請日以降）を提出した場合、事前着手日以降に発注した経費も補助対象とします。

(2) 申請方法

下記の提出書類一式を郵送先まで郵送またはご持参ください。【必着】

<提出書類一式>

- ① 交付申請書（様式第1号）
- ② 法人に係る定款、登記事項証明書、役員一覧表
- ③ 最近3年間の決算書（附属明細書を含む）
- ④ 三重県の県税の納税証明書（すべての県税に滞納がない旨の証明）
- ⑤ その他必要とする書面
- ⑥ 事前着手届（様式第2号） ※交付決定前に発注等を行う場合

<郵送先>

〒514-8570 三重県津市広明町13番地（三重県庁8階）
三重県雇用経済部 企業誘致推進課
新型コロナウイルス対応緊急対策投資補助金 担当者あて

(3) 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。なお、審査にあたっては、書類審査だけでなく、必要に応じてヒアリング及び現地調査を実施します。

- ① 事業の実現可能性
原材料及び生産設備の調達が目途がたっているか。社内での生産体制が整備されているか。
- ② 生産の開始時期
マスク・アルコール消毒液等の生産の開始が早期に可能か。
- ③ 生産の規模
マスク・アルコール消毒液等の生産量が相当あり、不足している市場に寄与するものであるか。
- ④ 事業の継続性
販売先が確保され、提出された事業が新型コロナウイルス感染症の収束後も継続して実施されるか。
- ⑤ 事業の経済性
提出された事業が経費の節減等、経済的に配慮されたものであるか。
- ⑥ 財務の健全性
提出した事業者の財務状況が健全であり、当該事業を行う資金力があるか。

(4) 審査結果の通知・公表

採択案件の決定後、申請者全員に対して、速やかに採択・不採択の結果を通知します。採択案件については、同時に交付決定を行います。この際、交付決定額が申請額より減額される場合がありますので、あらかじめご了承ください。

7 補助事業者の義務（交付決定後に遵守すべき事項）

本事業の交付決定を受けた場合は、以下の条件等を守らなければなりません。

- (1) 交付決定を受けた後、本事業の経費の配分もしくは内容等を変更しようとする場合（交付要領第10条第3項に示す軽微な変更を除く）又は本事業を中止、廃止若しくは他に承継させようとする場合には、事前に知事の承認を得なければなりません。
- (2) 製造を開始した後、製造開始日から起算して10日以内に「製造開始届（様式第3号）」を提出しなければなりません。
- (3) 補助事業完了日から起算して10日以内に「実績報告書（様式第7号）」を提出しなければなりません。

- (4) 補助対象資産を減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数又は補助事業完了の日から10年のいずれか短い期間に処分（①補助金の交付の目的に反する使用、譲渡、交換、貸付け、②担保に供する処分、廃棄等）しようとするときは、事前にその承認を受けなければなりません。
- (5) 補助対象資産を処分する場合、残存簿価相当額または時価（譲渡額）により、当該処分資産に係る補助金額を限度に納付しなければなりません。
- (6) 補助金の支払いについては、補助事業完了日以後に実績報告書の提出を受け、書類検査及び実地検査を経て、補助金額の確定後の精算払いとなります。
- (7) 事業実施の翌年度以降も進捗状況確認のため、実地検査に入ることがあります。また、会計検査院が抜き打ちで実地検査に入ることがあります。この検査により補助金の返還命令等の指示がなされた場合は、これに従わなければなりません。
- (8) 補助事業者が「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」等に違反する行為等（例：他の用途への無断流用、虚偽報告など）をした場合には、補助金の交付取消・返還、不正の内容の公表等を行うことがあります。

